

Nさんからの手紙

この間、南労会支部から投稿されてきた介護に関わる様々な問題を本誌で取り上げてきました。当事者として鋭く提起しています。

私事で言えば、我が家の女性陣は「介護と医療」に関わっているのでなおさらの事、興味も関心も深く、その上、私自身が、その年代に達しており、決して他人ごとではありません。

特に、この1か月のニュースで言えば、認知症で徘徊し、保護されている人や、事故に遭遇し死亡した、など身につまされる報道を見ました。

その後、群馬県と、大阪市では、放送を見て家族が名乗りでて、対面したという新聞記事に喜びを感じたものでした。

特に、大阪市の事案は家内の勤務する施設に入居している人だけに身近な話として関心が高かったものです。

それでも、すぐに家族のもとに帰って行ったのかといえばそうでもなく、体調の絡みもありすんなりとはっていないそうです。

一方、群馬県の事案では、放送を見ていた家族が連絡をして対面を果たしたのですが、「要介護5」と認定されていて面会に訪れた家族との対面も意思疎通の出来ない状態であるそうです。それでも、必死になって探していた家族にとっては喜びいっぱいのはず。

だがここで、私が問題にしたいのは、5月15日の新聞によれば、館林市の担当者は、『本人や家族に資産があることが判明した場合、市が立て替えた費用の返済をお願いするのが原則』として、7年間分の費用約1千万円を家族に請求する！との記事にびっくりたまげたものです。（後日、「今回は請求しない」と決定）

市のいう事が正論なのでしょうが？

そういえば、名古屋では認知症の患者が「列車にはねられる事故」がありその損害を家族に申請！家族は裁判で争っている！

こんな事例が今後も続くような気がしてなりません。決して対岸の火事ではなく、いつわが身に襲い掛かるのか、何がいいのかよくわからなくなりました。

皆様のご意見をお待ちしています。



認知症の方と家族の再会
嬉しいやらたまげるやら！

南労会支部より

身につまされる発信、
ありがとうございます。

「命より金」「何でも
カネ、カネ、カネ」、世
の中がこうなっているとこ
に根本的な問題があるの
でしょうね。ほんまに悲
しいやら腹が立つやら…
嘆いていても始まらない
ので、この流れを変えて
未来をぜひとも明るいも
のにしたいです。

介護を金もつけの手段に
変えた介護保険制度

二〇〇〇年にできた介
護保険制度。「介護が自
由に受けられる、選べる、
介護事業を誰でもやれる、

ええ制度やん」そう思っ
ている方も多いかも。南
労会支部が介護事業を運
営しているのもこの「お
かげさま」。

けどやはり、この制度
は介護というものを金儲
けの手段に貶めたと痛感
しています。その象徴が
異業種・大企業が参入し
て有料老人ホームなどで
介護保険から報酬を吸い
上げ大もうけしている介
護ビジネスです。

行政の責務も放棄

介護は物の売り買いと
はちがう。人間の命と尊
厳の最後の砦です。介護
には金がかかってあたり
まえ、本質的に効率や利

潤で計れる世界ではあり
ません。だから税金でま
かなうことが基本、当然
なのだ！今、私たちは改
めてこの認識を強くもつ
必要があるのではないで
しょうか。

介護保険制度によって、
行政は本来負うべき責務
を安い報酬で（驚くほど
の安さ！）介護業者に丸
投げしました。そして自
らはリストラと非正規雇
用の増大を進めています。

国民の権利＝国の義務

介護や医療を含めて、
本来、社会保障は《国民
の権利》、それを保障す
るのが《国・行政の責務》
です。この関係は戦後、

憲法に明記され、その下
に様々な法律が作られて
きました。しかし介護保
険法は、この憲法の基本
をなし崩し的に壊す法律
の典型だったと言えます。

憲法二五条

社会保障政策の基本に
すえられなければならな
い憲法二五条。憲法全体
が危ない今、なお更のこ
と、しっかりと読み込ん
でおきたいと思います。

すべて国民は、健康で

文化的な最低限度の生
活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部
面について、社会福祉、

社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

貧しい日本の福祉

二五条にも関わらず日本は長らく福祉の貧困大国でした。「お上による施し」を脱せず、救済する法律制度さえ住民に知らせず、求められて初めてイヤイヤ使わせるなど等、多くの問題が指摘されてきました。

その上に今、生活保護の大改悪を突破口に福祉切捨てが進められています。

劣悪な労働条件

福祉を担う労働者の低

賃金・劣悪な労働条件も大きな問題です。

歴史的・社会的な女性差別に深く根ざした問題です。その視点からも問題を捉え、労働者の処遇改善の運動が前進していかないと福祉は危ういですよね。

非道なJRと裁判所

認知症の高齢者の事故で高額の損害賠償を家族に求めた裁判を知り、はらわたが煮えくり返りました。地裁・高裁ともJRの訴えを認め、愕然。JRもJRだが裁判官はどの面さげて判決文を書いたのでしょうか。

まず思ったのは、事故

にあった認知症の方の命がまったく顧みられていないこと。ご本人はJRの列車にひき殺された被害者、ご家族は遺族ではないのですか?! って。加害者が被害者に賠償請求とは本末転倒もはなはだしいです。

しかもJR。もともと国民の財産を乗っ取り不当労働行為で労働者を殺し首切り、莫大な利潤を懐にしてきた企業です。JR東海はリニア新幹線まで造ろうかという巨大資本、経営が傾くような話ですらありません。

金より命

同時に命を守れなかつ

た政治、社会保障制度、地域社会など等、社会全体の方が問われていると思います。介護する立場、受ける身、被害者や加害者になる可能性、すべて今日、明日のわが身のことです。

Nさんの答えになったかどつか?... たぶんなつてないと思います。が、ともあれ「金より命」「命が一番」の社会をつくるため一緒に考え、力をあわせて奮闘していきたいと思います。

【南労会支部】